

介護求人ナビ ケアマネ試験 直前対策講座

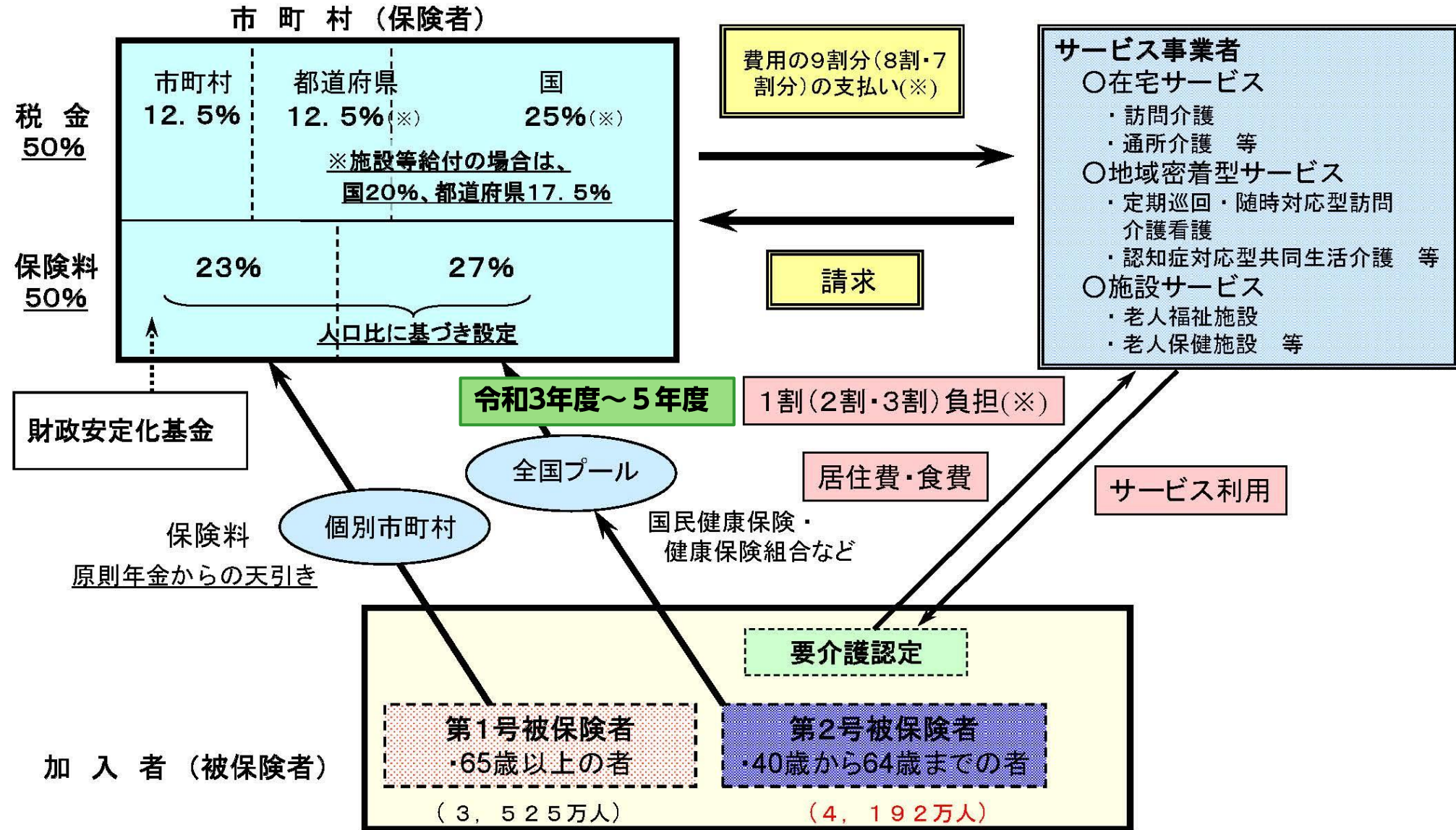
講師：飯塚慶子

keikoizuka.com

講義の内容、資料等の著作権は、講師に帰属します（試験問題やイラスト等を除く）。
事前の承認なく、複製・頒布、録音・配信等の行為をすることはかたくお断りいたします。

国民健康保険団体連合会

介護保険制度の仕組み



資料：介護保険制度の概要
厚生労働省老健局

(注) 第1号被保険者の数は、「介護保険事業状況報告年報」によるものであり、平成30年度末現在の数である。
第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成30年度内の月平均値である。

(※)一定以上所得者については、費用の2割負担(平成27年8月施行)又は3割負担(平成30年8月施行)。

国民健康保険団体連合会の苦情処理

① 受付



② 調査



③ 指導

審査請求

苦情対応

介護サービス

国保連合会

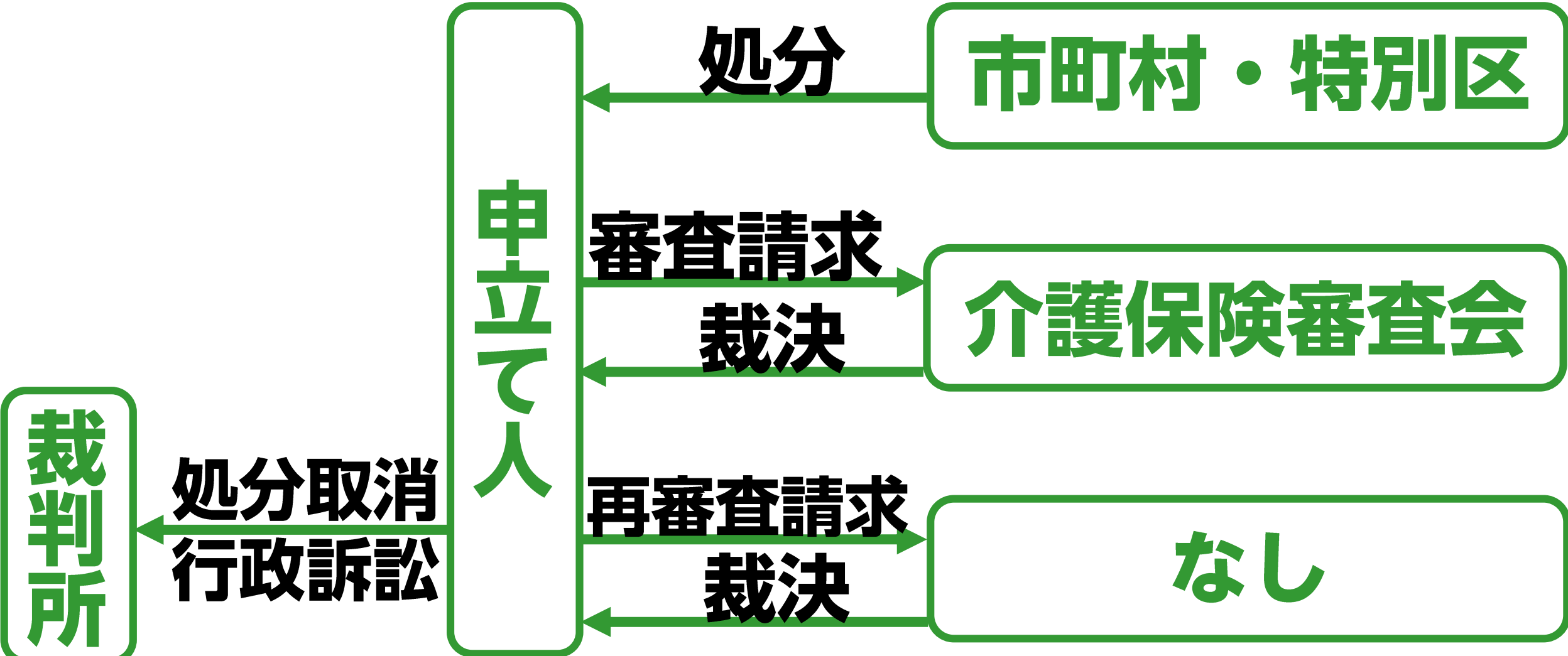
苦情処理

処分

介護保険審査会

審査請求

難 審査請求



裁判所

処分取消
行政訴訟

申立て人

処分

市町村・特別区

審査請求

裁決

介護保険審査会

再審査請求

裁決

なし

平成22年度 問題

国保連合会は事業所に
対する強制権限を伴う
立入検査を行う。

審査会

介護認定審査会

市町村

審査判定

介護保険審査会

都道府県

審査請求

平成24年度 問題

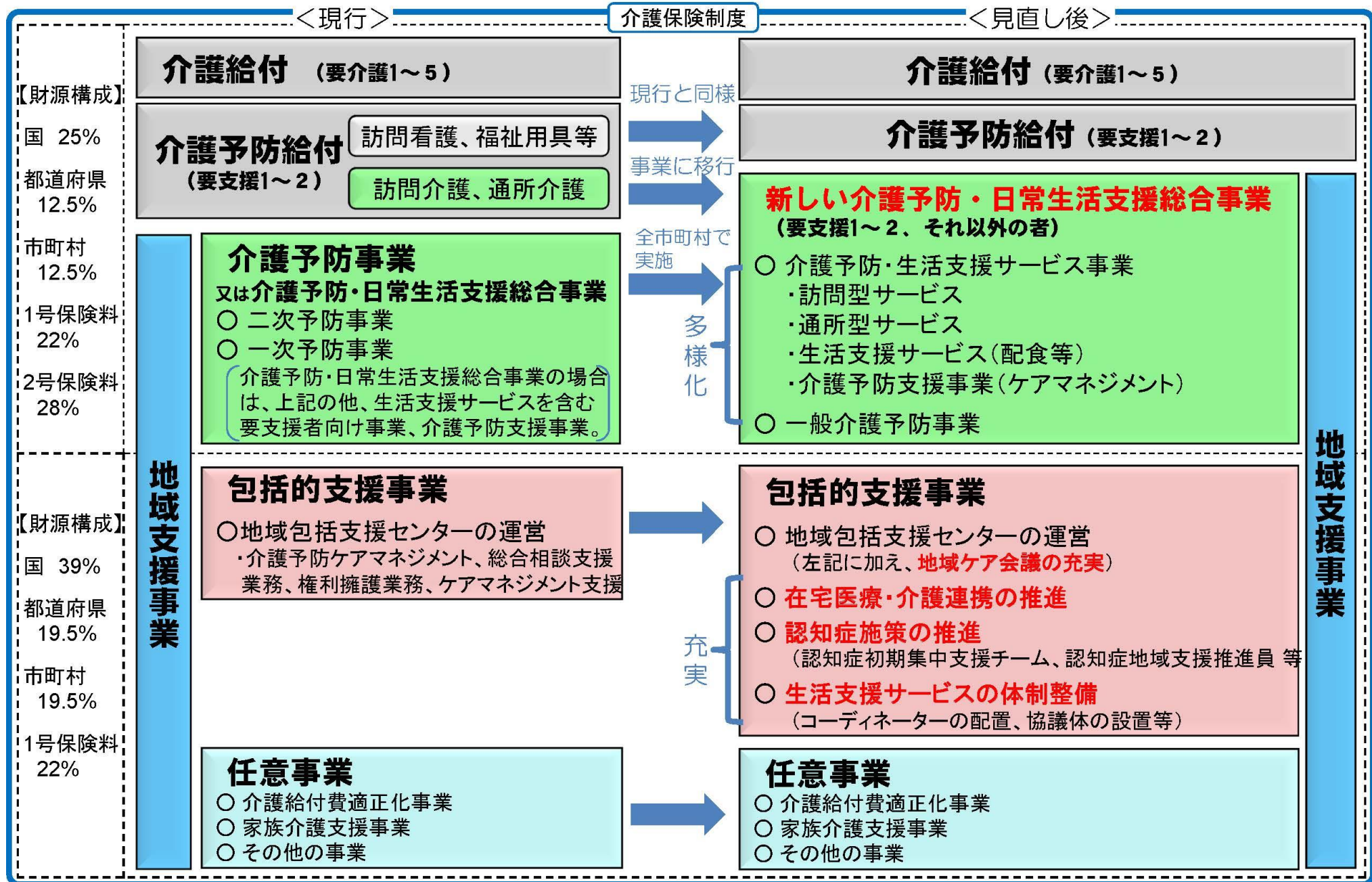
介護保険審査会は、
市町村に設置される。

平成23年度 問題

保険給付に関する
処分は審査請求の
対象となる

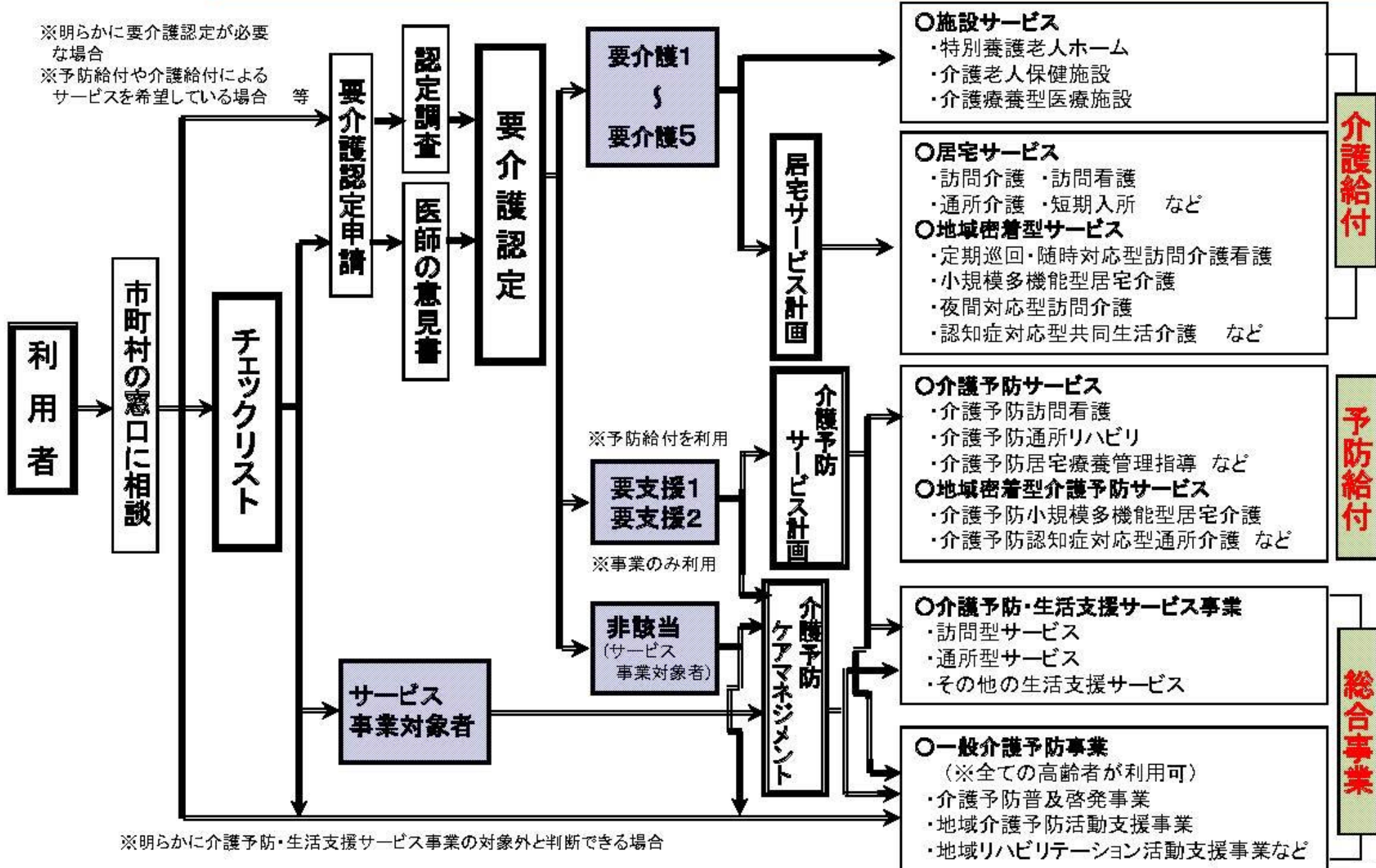
介護予防・日常生活支援総合事業

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



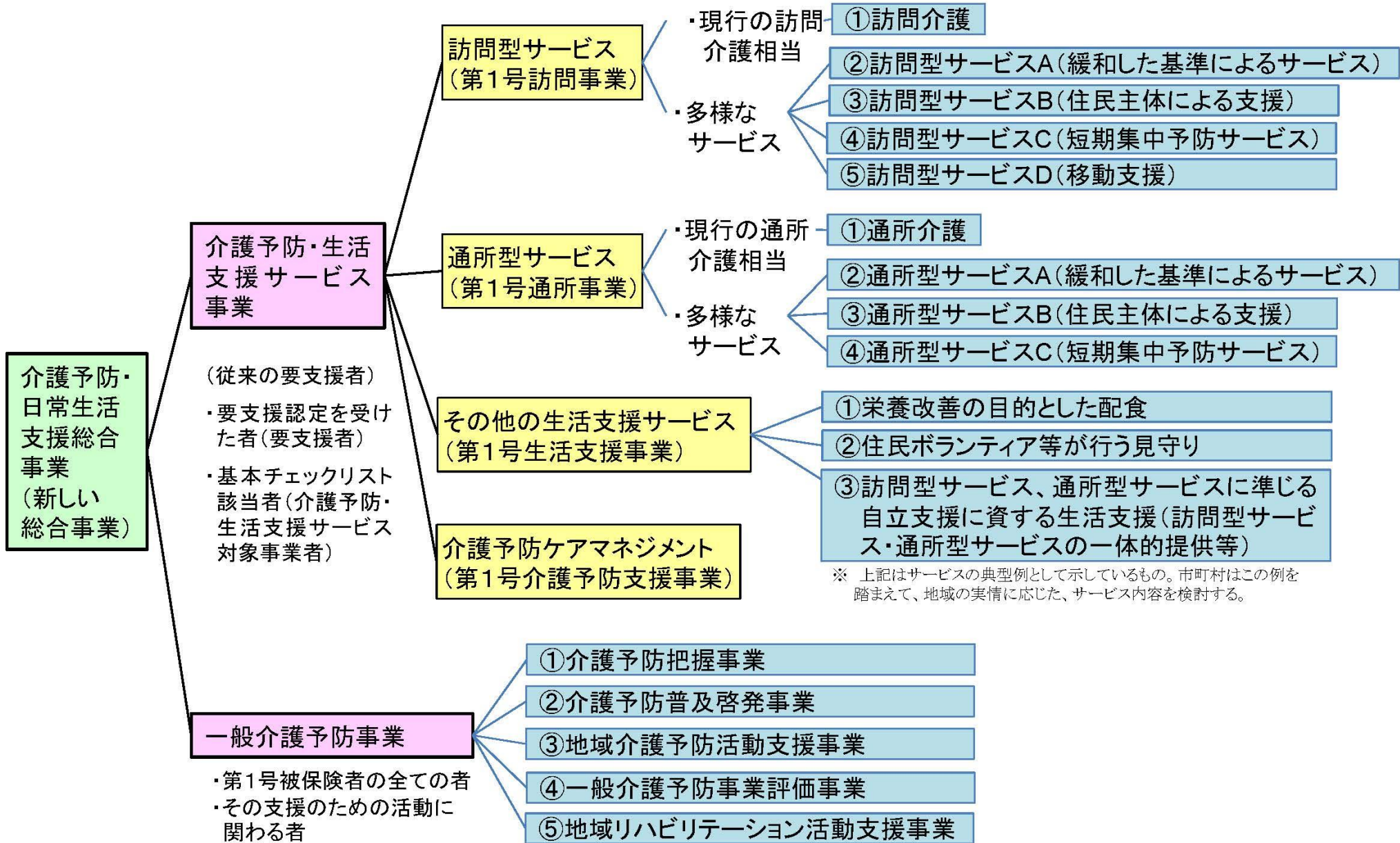
資料：介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン(概要)
厚生労働省老健局振興課

【参考】介護サービスの利用の手続き



資料：介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン（概要）
厚生労働省老健局振興課

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

資料…介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン(概要)
厚生労働省老健局振興課

介護サービスの種類

	都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス	<p>◎居宅介護サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護 <p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 ○介護医療院 	<p>◎地域密着型介護サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） <p>◎居宅介護支援</p>
予防給付を行うサービス	<p>◎介護予防サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売 <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護 	<p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） <p>◎介護予防支援</p>

資料…介護保険制度の概要、厚生労働省老健局

この他、居宅介護（介護予防）住宅改修、介護予防・日常生活支援総合事業がある。

令和3年度 問題14

介護予防・日常生活支援総合事業について正しいものはどれか。
3つ選べ。

- 1 要支援者は,介護予防・生活支援サービス事業の対象となる。
- 2 要介護の第1号被保険者は,一般介護予防事業の対象となる。
- 3 介護方法の指唾など要介護被保険者を現に介護する者の支援のための事業は,介護予防・生活支援サービス事業に含まれる。
- 4 地域支援事業の一部である。
- 5 包括的支援事業の一部である。

Answer